

○岡山理科大学獣医学部履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学獣医学部履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学学則(以下「学則」という。)第9条及び第29条第4項に基づき、獣医学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 学則第9条第1項に基づき、学部・学科の教育目標を達成し、学生の学修効果をあげるため、次の各号の科目区分によって授業科目を編成する。

(1) 基盤教育科目

基盤教育科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養うことを目的とし、「ライフ・キャリアデザイン系科目」「人間・社会科学系科目」「科学技術系科目」「外国語系科目」で構成する。

(2) 専門教育科目

専門教育科目は、獣医学又は獣医看護学において基盤となる科目、新たな課題に対応する能力を養うアドバンスト科目及び獣医師又はVPP(獣医関連専門家)としての資質を涵養する総合科目で構成しており、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分類する。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第3条 学科・専攻の授業科目の単位数は、学則第11条により、1単位の履修時間を教室内(授業時間)および教室外(自学自習時間)を合わせて45時間とし、授業の方法に応じて、次のように定める。

(1) 講義及び演習は、授業時間15時間をもって1単位とする。ただし、基盤教育科目の外国語系科目は15時間をもって0.5単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、授業時間30時間をもって1単位とする。ただし、獣医学部の専門教育科目に関する実験及び実習科目は、45時間をもって1単位とする。

2 各学科・専攻において履修する授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。

(授業時間)

第4条 授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:10~10:40	10:55~12:25	13:15~14:45	15:00~16:30	16:45~18:15

(授業科目の履修)

第5条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。

3 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目は、申請により履修することができる。

修得した単位の取扱いは、第12条に定める。

4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 学生が自学自習の時間を確保し、適切に授業科目を履修するため、1年間に履修できる履修登録単位数の上限を49単位とする。

2 前項の履修登録単位数には、次に掲げる授業科目の単位数は算入しない。

<教養教育科目>

「企業情報特論」「インターンシップA」「インターンシップB」「インターンシップC」

「グローバル研修ⅠA」「グローバル研修ⅠB」「グローバル研修ⅠC」「グローバル研修ⅡA」「グローバル研修ⅡB」「グローバル研修Ⅲ」

3 第1項にかかわらず、各学科で前年度の取得単位数が30単位以上、かつ前年度Grade Point Average(以下「GPA」という。)3.0以上の者に対しては、年間57単位まで登録

を認める。なお、取得単位数およびGPAには、卒業要件に含まれない科目の単位数は算入しないものとする。

(海外研修・外部検定試験による単位認定)

第7条 国外の大学との協定に基づき実施するグローバル研修により取得した単位に対して「岡山理科大学グローバル研修規程」に基づき、次のとおり単位を認定する。

科目の区分	認定する授業科目名	単位数
基盤教育科目	グローバル研修ⅠA	1
	グローバル研修ⅠB	1
	グローバル研修ⅠC	1
	グローバル研修ⅡA	2
	グローバル研修ⅡB	2
	グローバル研修Ⅲ	3

(単位の認定と学習の評価)

第8条 学則第29条に基づく単位の認定及び第30条に基づく学習の評価は、科目ごとに次の評価基準によって行う。

評点	評価	判定	Grade Point (GP)
100点～90点	S (秀)	単位認定	4
89点～80点	A (優)	単位認定	3
79点～70点	B (良)	単位認定	2
69点～60点	C (可)	単位認定	1
59点～0点	D (不可)	単位不認定	0
受講・受験せず ※	E	単位不認定	0
合格	0	単位認定	—
不合格	X	単位不認定	—
科目認定	N	単位認定	—

※出席が規定回数の3分の2を超えていない場合又は期末試験を受験していない場合。

2 GPA (履修した科目1単位あたりのGPの平均値) の算出方法は以下のとおりとする。

$$\frac{(S \text{ の単位数}) \times 4 + (A \text{ の単位数}) \times 3 + (B \text{ の単位数}) \times 2 + (C \text{ の単位数}) \times 1}{\text{総履修登録単位数}}$$

※小数点第3位以下を切り捨てる。

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む。

※成績評価0、X、Nの単位数は、GPA算出に含めない。

3 成績の概況を判断する指標として、GPAを用いる。また、GPAの値に対する成績の目安は次の表のとおりとする。

GPA	成績の目安
4.00～3.00	優秀
2.99～2.00	良好
1.99～1.50	普通
1.49～1.00	やや問題あり
0.99～0.00	相談を要す

4 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(現時点では良好)、「I」(努力を要する)、「J」(相当な努力を要する)、「K」(単位修得の可能性なし)で表示し、学習指導上の参考とする。

(進級判定基準)

第9条 獣医学科において、1年次から2年次、2年次から3年次、3年次から4年次、4年次から5年次、5年次から6年次に進級する際は、以下の進級判定基準を満たすものとする。

1年次→2年次

学科	修得単位数			条件
	基盤教育科目	専門教育科目	合計	

		講義・演習	実習		
獣医学科	—	10 (*1)	4 (*2)	60	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、1年次の必修11科目のうち9科目以上を修得すること *2：専門教育科目の実習科目について、1年次の必修4科目を全て修得すること

2年次→3年次

学科	修得単位数			合計	条件
	基盤教育科目	専門教育科目			
		講義・演習	実習		
獣医学科	4 (*1)	31 (*2)	14 (*3)	60	*1：外国語系科目を4単位以上修得すること *2：専門教育科目の講義・演習科目について、2年次までの必修23科目のうち21科目以上を修得すること *3：専門教育科目の実習科目について、2年次までの必修12科目を全て修得すること

3年次→4年次

学科	修得単位数			合計	条件
	基盤教育科目	専門教育科目			
		講義・演習	実習		
獣医学科	4	61 (*1)	22 (*2)	98	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、3年次までの必修42科目のうち40科目以上を修得すること *2：専門教育科目の実習科目について、3年次までの必修20科目を全て修得すること

4年次→5年次

学科	修得単位数			合計	条件
	基盤教育科目	専門教育科目			
		講義・演習	実習		
獣医学科	8 (*1)	85 (*2)	26 (*3)	136	*1：「読解英語1」「読解英語2」「発信英語1」「発信英語2」を含む外国語系科目8単位を修得すること *2：専門教育科目の講義・演習科目について、4年次までの必修60科目のうち「総合獣医学演習Ⅰ」を含む58科目以上を修得すること *3：専門教育科目の実習科目について、4年次までの必修23科目を全て修得すること

5年次→6年次

学科	修得単位数			合計	条件
	基盤教育科目	専門教育科目			
		講義・演習	実習		
獣医学科	8	91 (*1)	34 (*2)	152	*1：専門教育科目の講義・演習科目について、5年次までの必修61科目を全て修得すること *2：専門教育科目の実習科目につい

					て、5年次までの必修25科目を全て修得すること
--	--	--	--	--	-------------------------

2 獣医保健看護学科において、2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際は、以下の進級判定基準を満たすものとする。

2年次→3年次

学科	修得単位数			条件
	基盤教育科目	専門教育科目	合計	
獣医保健看護学科	2 (*1)	40	60	*1：外国語系科目を2単位以上修得すること

3年次→4年次

学科	修得単位数			条件
	基盤教育科目	専門教育科目	合計	
獣医保健看護学科	20 (*1)	60	96	*1：英語科目の必修科目2単位を修得すること

※修得単位数合計欄は基盤教育科目と専門教育科目の合計とする。

(獣医学共用試験)

第10条 獣医学科に在籍する学生は、獣医学教育支援機構の実施する獣医学共用試験 (vetCBT, vetOSCE) を受験しなければならない。

2 5年次進級判定基準を満たした者は、4年次秋学期末に実施する獣医学共用試験 (vetCBT, vetOSCE) を受験することができる。

(総合参加型臨床実習の要件)

第11条 5年次開講の「総合参加型臨床実習」を履修するには、前条に規定する獣医学共用試験 (vetCBT, vetOSCE) に合格していること

(卒業要件)

第12条 学則第33条に基づき、獣医学科においては本大学に6年以上在学し、別表Iに定める必修科目をすべて修得した上で、科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計182単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。獣医保健看護学科においては、本大学に4年以上在学し、別表Iに定める必修科目をすべて修得した上で、科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計124単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。

獣医学科

科目区分	修得すべき単位数	合計
基盤教育科目	34以上	182以上
専門教育科目	143以上	

(注)

(1) 外国語系科目の選択必修科目を必修とは別に4単位以上修得すること。

(2) アドバンスト科目の履修条件を次のとおりとする。ライフサイエンス分野の学生は、ライフサイエンス科目の10単位を必修とし、残り3単位は国際獣医事科目・臨床獣医科目から選択する。公共獣医事分野の学生は、国際獣医事科目から「人獣共通感染症学実習」を含む9単位を選択必修とし、残り4単位に関しては、ライフサイエンス科目・国際獣医事科目・臨床獣医科目から選択する。医獣連携獣医分野の学生は、臨床獣医科目から9単位を選択必修とし、ライフサイエンス科目から「トランスレーショナル・リサーチ」「分子細胞腫瘍学」「創薬科学」の合計3単位を必修とする。残り1単位に関してはライフサイエンス科目・国際獣医事科目・臨床獣医科目から選択する。

(3) 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目の修得した単位は、卒業、進級に要する総単位数に含めることができる。

ただし、上記修得単位は、自学科専門教育科目の所要単位数に含めることはできない。

獣医保健看護学科

科目区分	修得すべき単位数	合計
基盤教育科目	29以上	124以上

専門教育科目	82 以上	
--------	-------	--

(注)

- (1) 外国語系科目の選択必修科目を必修とは別に4単位以上修得すること。
- (2) アドバンスト科目は5単位以上を修得すること。
- (3) 「ゼミナールⅠ・Ⅱ」または「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」どちらかを修得すること。
- (4) 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目の修得した単位は、卒業、進級に要する総単位数に含めることができる。
ただし、上記修得単位は、自学科専門教育科目の所要単位数に含めることはできない。

(ブランドプログラムの修了認定)

第13条 次に示すブランドプログラムにおいては、プログラム毎に定める条件に基づき、修了を認定する。

ブランドプログラム名
数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

2 修了に必要な条件は別に定める。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、獣医学部教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成31年度入学生から適用する。

附 則 (令和元年10月23日 第7回大学協議会)

附 則 (令和2年1月22日 第10回大学協議会)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年度入学生から適用する。

附 則 (令和4年3月24日 第12回大学協議会)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、令和4年度入学生から適用する。

附 則 (令和5年2月22日 第11回大学協議会)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、令和5年度入学生から適用する。

附 則 (令和6年3月27日 第12回大学協議会)

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、令和6年度入学生から適用する。

別表Ⅰ 獣医学部の授業科目、単位数、必修・選択の別
(略)